

第4条・第5条の農地転用許可に必要な添付書類

{ 農業委員会処分（4 ha以下） ----- 許可申請書 2 部添付書類 1 部 }
{ 知事処分（4 haを超えたもの） -- 許可申請書 3 部添付書類 2 部 }

原則必要な書類

※ 申請内容に応じて他の書類及び手続をお願いします。

申請書上部に、必ず捺印を押してください

行政書士による代理申請の場合、委任状を添付してください

- | | | |
|--|-------|--|
| ☐ 土地の登記事項証明書 | | |
| ☐ 住民票抄本(譲受人) | | |
| ☐ 所有者であることを証する書面 | ----- | 譲渡人が所有名義人と異なる場合添付。
(例) 住民票抄本、戸籍謄本、法人登記簿謄本等 |
| ☐ 位置図 | ----- | 官公署、駅その他最寄の公共施設から申請地までの直線距離を表示。 |
| ☐ 付近状況図 | ----- | 申請地を中心として半径500m範囲内の宅地化状況、国、県、市町村道の路線名、並びに河川名を表示すること。 |
| ☐ 公図写 | ----- | 申請地及びその周囲の土地の地番、地目、面積、所有者、及び耕作者名を記入したもの。 |
| ☐ 資金調達証明書 | ----- | 融資証明書、預金残高証明書、議決予算書等。 |
| ☐ 土地利用計画図
(建物施設配置図) | ----- | 土地利用計画を詳細に記し、排水計画を附記すること。
(合併浄化槽、浸透枳等を使用する場合は、標準構造図を添付) |
| ☐ 土地改良区意見書 | ----- | 申請地が土地改良事業受益地区である場合。 |
| ☐ 除外の承認通知書等
(窓口：農業振興課) | ----- | 申請地が農業振興地域内の場合、除外の承認通知又は除外の証明を添付。(除外の軽微変更がある場合、変更後の証明) |

法人による申請の場合

- | | | |
|----------------------------------|-------|---------------------------------------|
| ☐ 法人登記簿謄本 | ----- | 譲受人が法人の場合に添付。
譲渡人等が所有名義人と異なる場合に添付。 |
| ☐ 定款、寄附行為 | ----- | 譲受人が法人の場合に添付。 |

建物等を建築する場合

- | | | |
|---|-------|-------------------|
| ☐ 建物施設立面図、
平面図、間取図等 | ----- | 建物施設等を建築する場合添付する。 |
|---|-------|-------------------|

競 公 売 関 係

- | | | |
|---|-------|---|
| ☐ 単独申請行為該当
事由を証する書面 | ----- | 連署しないで、法第5条の規定による許可申請をする場合は競売期日の調書、公売の売却許可決定通知書、遺言書等の写。 |
|---|-------|---|

一 時 転 用 関 係

- | | | |
|---|-------|---|
| ☐ 農地復元計画書 | ----- | 一時転用の場合に復元農地の表土層の深さ、土質及び埋立用土砂の準備状況等、必要書類を作成し添付。 |
| ☐ 平面図・縦横断面図 | ----- | 地下資源の採取及び一時転用による埋立・盛土の場合。 |
| ☐ 事業完了届
(農地改良完了届) | ----- | 一時転用完了後、転用前、転用後、復元後の写真を添付し、提出。 |

申請地に他の権利設定がある場合

- | | | |
|-----------------------------------|-------|---|
| ☐ 耕作者等の同意書 | ----- | 申請にかかる農地に地上権、質権又は賃借権等の権利を有する者がいる場合、その者の同意書。(合意解約が可能な場合は、事前に「農地法第18条第6項の規定による通知書」を提出。) |
|-----------------------------------|-------|---|

その他必要な場合

- | | | |
|---|-------|--|
| ☐ 関連許認可等写 | ----- | 申請目的の事業について、関係法令の許認可、届出など要する場合にその手続きを了している時は、それを証する書面の写。 |
| ☐ 所有者の同意があったことを証する書面 | ----- | 所有権以外の権限に基づいて申請をする場合。 |
| ☐ 水利権者の同意書 | ----- | 取水、排水に対する水利権、漁業権者の同意を要する場合に限る。 |
| ☐ その他必要資料 | ----- | 農業委員会、知事が必要と認めて提出を求めたもの。 |

別 途 必 要 な 手 続

- ※ 土砂等の埋立て等による500㎡以上の農地転用については、特定事業許可決定通知書等の写の添付が必要となる場合がありますので、必ず事前にSDGs推進課にご相談ください。
- ※ 申請地が1,000㎡以上で建物等を建築する場合、開発の協議等必要な場合がありますので、必ず事前に建築指導課にご相談ください。
- ※ 文化財の有無についてご記入ください。(文化財保護法に基づく埋蔵文化財調査についての文化財保護課の意見を記入。)
- ※ 令和7年5月26日から盛土規制法の許可制度が開始になり、転用地で盛土・切土等をする場合(検討中も含む)は許可申請手続きが必要になりますので、必ず事前に建築指導課にご相談ください。